

環境大臣 石原 伸晃 様

復興大臣 根本 匠 様

## 中間貯蔵施設計画案・管理型処分場 活用計画案の見直しについて



平成26年2月12日

福島県知事 佐藤 雄平

昨年12月14日に、環境大臣及び復興大臣より、中間貯蔵施設及び管理型処分場の設置並びに活用について要請を受けたところである。

今般、当該要請に対して、中間貯蔵施設の配置計画案、管理型処分場の活用計画案の見直しなどについて、下記のとおり申し入れる。

国においては、本申し入れを真摯に受け止め、設置者として責任を持って、速やかに対応されるよう求める。

なお、施設設置・活用要請に対する受入の是非については、国の対応を見極めた上で、地元の意向等を踏まえて、判断するものである。

## **第1 中間貯蔵施設**

### **1 中間貯蔵施設の配置計画案の見直しについて**

中間貯蔵施設については、大熊町・双葉町に集約する方向で、施設配置計画案の見直しを検討すること。

ただし、定量的推計が困難な貯蔵見込量分も含め、2町の計画面積が増えない前提で検討すること。

また、除去土壌等の減容化技術の開発を進め、極力搬入見込量を減らすこと。

### **2 中間貯蔵後の県外最終処分の法制化について**

30年以内県外最終処分について、法制化に向けた具体的な方針を明確にすること。

### **3 施設の安全性の確認について**

施設の安全性を確認するため、県の専門家会議等の意見に対して、しっかり対応すること。

## **第2 管理型処分場**

### **1 固型化施設等関連施設の配置計画案の見直しについて**

管理型処分場敷地内に計画している固型化施設等関連施設については、地域住民等の安全・安心や作業効率性を高める観点から、檜葉町に配置する方向で、その配置計画案の見直しを検討すること。

### **2 施設の安全性の確認について**

施設の安全性を確認するため、県の技術検討会等の意見に対して、しっかり対応すること。

### **3 国の責任の明確化について**

放射性物質に汚染された廃棄物を処分するための既存の管理型処分場の活用であることから、処理及び管理について、国の責任を明確にすること。

## **第3 生活再建策・地域振興策について**

1 これらの施設は特別な施設であることを踏まえ、地権者や敷地周辺の方々の生活再建策、地域振興策等を早期かつ具体的に提示すること。

2 地域の文化遺産・伝統の継承、墓地等への丁寧な対応、土地賃借などを含む住民の要望等に対してきめ細やかに対応すること。